

平成 27 年（行ウ）第 16 号 怠る事実の違法確認等請求事件

原 告 光城敏雄 外4名

被 告 大東市長

補助参加人 株式会社オオヨドコーポレーション

準 備 書 面 (5)

平成30年1月25日

大阪地方裁判所

第2民事部合議1係 御中

補助参加人株式会社オオヨドコーポレーション

訴訟代理人弁護士 谷 村 和 治



同 飯 島 敬 子



同 石 田 登 良 夫



同 谷 村 慎 哉



補助参加人は、以下のとおり、最終の弁論を準備する。

争点①、②について

- 1 原告らは、①入札の状況、②入札参加者の状況、③入札者の面識と面談可能性、④実際の入札から談合の存在を推定できると主張するが、既に主張したとおり、失当である。

以下、若干補足する。

- (1) 補助参加人は、建設事業だけで売上が約60億円、従業員数が80名、拠点数が本支店8店舗のほか営業所・出張所があり、活動領域は関西のみならず関東にまで広範囲に及ぶ。

本件の入札価格は、資材や人件費の高騰に加え、事業規模や活動範囲に応じた経費や利益分を加味して割り出した金額であり、結果として、予定価格を越えたが、昨今の建設費用の高騰が行政の予定価格に適切に反映されていないという自らの意見表明も兼ねて、積極的に応札したままであり、他市でも同様の行動を行っていることは既に主張したとおりである。

(2) また、補助参加人の建設事業の売上構成のうち、大東市の公共事業が占める割合は非常に低く、例年概ね1パーセント程度である。

主要な顧客は、大手民間企業や学校法人等であり、補助参加人は、他の入札参加業者2社とは事業活動網を全く異にしている。

したがって、他の2社は近隣の同業他社に過ぎず、交流は希薄である。

(3) 補助参加人は、創業以来、法令順守を大前提に公正な事業活動を続けて来たからこそ、多くの顧客の信頼を得て72年に渡り事業を継続してこれたのであり、その信頼を反故にする「談合」を行うことはない。

## 2 結論

原告らの主張が認められないことは明らかであり、本訴請求は、速やかに棄却されるべきである。

以 上